

「今後の社会福祉士養成教育のあり方について」

(提案)

平成 18 年 6 月 3 日

社団法人 日本社会福祉士養成校協会

■ はじめに（課題を検討するにあたっての基本的考え方）

- 昭和 62 年に成立した「社会福祉士及び介護福祉士法」（以下「社会福祉士等法」）において、社会福祉士とは「社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと（第七条において「相談援助」という。）を業とする者をいう。」と定義されている。
- この社会福祉士に関する法的定義を今日的状況において解釈するならば、「社会福祉士とは、福祉に関する専門的知識と技術をもって、何らかの社会的支援を必要とする者の相談に応じ、その者と社会環境との相互作用関係を的確にアセスメントし、必要となる支援の計画に基づきながら、その者が自らの能力を最大限に活用して自立した日常生活を営むことができるように、その者のエンパワメントを図るとともに、その者が必要とする社会資源の調整や開発をはじめとする社会的な支援を行う者。」として捉えることができよう。
- 社会福祉士等法設立当時の社会福祉事業法は、社会福祉を「援護、育成又は更生の措置を要する者」を対象として「正常な社会人として生活できるよう援助すること」としており、社会福祉士制度も措置制度を前提とした相談援助を想定していた。しかし、平成 2 年の社会福祉関係 8 法改正、平成 12 年の社会福祉基礎構造改革を通じて、社会福祉の理念は発展し、今日では福祉の対象を普遍的に捉えるとともに「保護・指導」するものから、利用者本位の理念に基づき「支援・援助」するものへと変わってきている。
- 特に、近年の高齢者介護・障害者福祉分野では、介護保険法の施行・改正、支援費制度の施行、障害者自立支援法の制定などによって、そのパラダイムも大きく転換し、措置を中心とした社会福祉制度から、自立と尊厳を基調とした契約による利用者本位の福祉サービスが提供されるようになった。また、社会福祉事業も従来の施設中心によるものから、地域生活を基盤とした在宅重視の福祉サービスが提供される時代となり、社会福祉士には、地域生活を支援するためのケアマネジメントや権利擁護などの機能を軸とした支援方法が求められている。
- このような状況の中で、社会福祉士は、利用者の多様なニーズを把握しつつ、社会資源と利用者との双方に働きかけ、社会資源に対しては、資源間での連携や調整を図るとともに、必要に応じて新たな資源を開発したり、利用者の苦情解決や権利擁護等を行うために資源に働きかけるといった機能を果たす必要がある。

- 他方、利用者に対しては、利用者自身の能力や意欲を高めるための専門的な知識と技術に基づく支援を行うとともに、必要となるサービスを効果的・効率的に提供するための事業や施策を立案・計画化して実施することで利用者の自立した日常生活を直接的にも間接的にも支援していくことも社会福祉士の重要な業務の一つになってきているといえよう。
- 今後の社会福祉士に期待される業務は、多様な社会サービス間の調整（コーディネーター）を通じて、利用者の持つ課題の解決を図るという業務を中心に、直接的なサービス提供から社会福祉に関わるプログラムや施設・機関の管理運営までを含む広範な内容を持つものとして捉えることができる。
- そして、そのような業務を行うための専門的な知識と技術を有した実践力の高い社会福祉士を養成するために、必要となるカリキュラムやシラバス、また養成教育における学校のあり方などの社会福祉士養成制度について、今日的状況をふまえた見直しを行う必要がある。
- このような状況の中で、本協会は社会福祉士の地位を向上すべく、社団法人日本社会福祉教育学校連盟と合同委員会を設け、本年4月23日に、報告書『社会福祉士の職域拡大に向けて』をまとめ、中村秀一厚生労働省社会・援護局長に提出したところである。
- 『社会福祉士の職域拡大に向けて』では、利用者の尊厳や自立を目標とした生活支援において、社会福祉士が極めて重要な役割を担うということを指摘するとともに今後の社会福祉士のあるべき姿や、そのための養成教育のあり方について検討する必要があることを示唆していることから、今回の提案書は、先に出された『社会福祉士の職域拡大に向けて』において示唆された内容をふまえて検討するものである。
- 報告書『社会福祉士の職域拡大に向けて』でも指摘したが、社会福祉士制度が十分に発展し得なかったことについては、さまざまな要因が考えられる。一つの理由としては、福祉事務所職員の任用資格として昭和25年に制度化された社会福祉主事が、行政のみならず民間の社会福祉においても事実上専門職資格として機能してきたことが上げられる。
- したがって、社会福祉士を専門職業人として有効に活用し、社会福祉士制度の発展を図るためには、社会福祉主事を任用資格とする職種について、社会福祉士の有資格者をもって置き換えることが望ましく、国等に要望していく必要がある。

- もう一つの要因は、社会福祉士養成校における教育の中で、卒業するまでに相談支援方法や実践能力を十分に身につけることができず、養成教育全体が社会のニーズに十分に答えきれていないということをおげることができよう。今回の社会福祉士制度見直しに向けた取り組みは、本協会が社会福祉士養成教育に、組織としていかに対応していくのかが問われているといえる。

1. 大学における社会福祉士養成教育のあり方について

- 社会福祉教育の発展とあり方に関しては、昭和 30 年に設立された日本社会事業学校連盟（以下「学校連盟」。現日本社会福祉教育学校連盟。2001 年に本協会が厚生労働省所管の社団法人として設立され、学校連盟は文部科学省所管法人として 2003 年に法人設立。）がその発展と教育水準の向上に向けた取り組みを行ってきた。学校連盟では、加盟校の教育内容の質を担保する観点から、学校連盟の正会員入会資格要件を厳格にする等の取り組みを行ってきた。
- 大学は、社会福祉士の資格取得のみを目的に設立されたものではないため、社会福祉を主専攻とする学部学科等を開設する大学においては、社会福祉士の受験資格を得るための「指定科目」に加えて、社会福祉に関するより高度な知識や技術を習得するために必要な科目を別途設置し、さらに幅広い教育を展開することができる。このことは、社会福祉士の受験資格取得に固執することなく、特色ある教育が行えるという大学教育の特徴である。
- しかし、社会福祉士の養成にかかる大学等の現状をみると、必ずしもその特徴を生かし、適切に社会福祉士養成教育（専門職業人養成教育）を行っているとは言いがたい例が相当数見られる。
- 確かに、試験科目や指定科目の設定により、福祉系大学等における社会福祉教育の枠組みが一定程度形成された。しかしながら近年、社会福祉士養成校が急増する中で、教育内容の質が担保できていないのではないかと疑われるような学校もいくつかみられるようになってきていることも事実である。大学では社会福祉士養成施設に規定される諸規定の遵守義務がないため、とりわけ社会福祉を主専攻としない学部学科等においては、社会福祉を専攻する専任教員を 1 人も配置せずに指定科目を開講して国家試験受験資格を取得する例もあり、本協会としても専門職業人養成教育という観点から、その現状に憂慮しているところである。
- ふりかえって、社会福祉士制度設立当初においては、措置を中心とした社会福祉制度であった。しかし、近年の社会福祉のあり方が大きく転換し、利用者の尊厳と自立を基調に契約によって各種の福祉サービスが提供される時代にあり、より専門性の高い専門職業人養成教育を行うためには、一定の養成教育水準が担保される方策を講じることが必要であり、社会福祉士養成の仕組みを見直すことは喫緊の課題となっている。
- 学生の知識面での水準については、社会福祉士試験（以下、国家試験）で担保されており、試験に合格できる人材を育成していくことが各社会福祉士養成校及び本

協会の使命の一つであるといえる。しかしながら、国家試験の合格は最低限の条件であり、国家試験に合格させることのみでは、社会のニーズに合致した社会福祉士を輩出することにはならない。個々の養成校は、実践力を有した優秀な学生を社会に送り出していく責任があるが、こうした能力を高めるためには、国家試験において評価することができない演習・実習教育の充実を図ることで実践力を高めることが不可欠であり、特にその側面での養成教育の改革が必要であると認識しているところである。

- 本協会は、養成教育水準を高め、高度な実践力を持ち合わせた優秀な人材を、社会福祉士として社会に輩出していくことをその使命としていることから、社会福祉士養成にかかる指定科目等の遵守に関する法整備、とりわけ大学における社会福祉士養成教育において、一定の教育水準を確保するための方策が必要であるという認識に基づき以下のとおり提案する。

1) 社会福祉士一般養成施設における養成形態及び法規制等の現状

- 一般養成施設は、法に基づいて以下のイ)～チ)に示す基準を満たす必要がある。(項目は「社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則」第6条の各項目に基づき作成した：一部省略した項目あり)

イ) 入学要件

一般養成施設
(1)一般大学等 (4年)
(2)一般短大等 (3年) + 実務1年
(3)一般短大等 (2年) + 実務2年

ロ) 修業年限

一般養成施設
●1年以上
<参考>H18年4月現在の実態値
通学：1～2年 / 通信：1.5年～2年

ハ-1) 教育時間数

科 目	一般養成施設			
	昼間課程及び夜間課程	通信課程		
		面接授業	印刷授業	実習
社会福祉原論	60	6	162	
老人福祉論	60	6	162	
障害者福祉論	60	6	162	
児童福祉論	60	6	162	
社会保障論	60	6	162	
公的扶助論	30	3	81	
地域福祉論	30	3	81	

社会福祉援助技術論	120	12	324	
社会福祉援助技術演習	120	12	324	
社会福祉援助技術現場実習	180			90
社会福祉援助技術現場実習指導	90	5	120	
心理学	30	3	81	
社会学	30	3	81	
法学	30	3	81	
医学一般	60	6	162	
介護概論	30	3	81	
時間数合計	1,050	83	2,226	90
	全科目必修		全科目必修	

ハ-2) 教育内容

科 目	一般養成施設
社会福祉原論	<p>1) 時間割及び授業概要（シラバス）等の提出義務あり</p> <p>2) 『社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について』（昭和63年2月：社庶第26号／局長通知）等に基づく内容に関する指導あり。</p>
老人福祉論	
障害者福祉論	
児童福祉論	
社会保障論	
公的扶助論	
地域福祉論	
社会福祉援助技術論	
社会福祉援助技術演習	
社会福祉援助技術現場実習	
社会福祉援助技術現場実習指導	
心理学	
社会学	
法学	
医学一般	
介護概論	

二) 専任教員数

一般養成施設		通信課程
昼間課程及び夜間課程		
1) 別表第1（指定科目及び時間数）を教授するのに必要な数の教員を有すること		1) 別表第3（指定科目及び時間数）を教授するのに必要な数の教員を有し、かつ、1人は専任教員であること
2) 別表2に定める専任教員を有すること		
学生総定員の区分	専任教員数	
80人まで	3	
81人から200人まで	3+ (学生総定員-80) / 40	
200人以上	6+ (学生総定員-200) / 50	
3) 専任教員のうち1人は、教務に関する主任であること		

ホ) 専任教員規定

一般養成施設	
昼間課程及び夜間課程	通信課程
専任教員のうち1人は社会福祉原論、老人福祉論、障害者福祉論又は児童福祉論を、1人は社会福祉援助技術論又は社会福祉援助技術演習を、1人は社会福祉援助技術現場実習指導を教授できるものであること。	規定なし

ヘ) 社会福祉援助技術演習に関する事項

項目	一般養成施設
教員数	学生20人以下で実施が可能となる数の教員を有すること。
演習室	少なくとも学生20人につき1室の割合の演習室を有すること。

ト) 社会福祉援助技術現場実習に関する事項

項目	一般養成施設	
	昼間及び夜間課程	通信課程
実習時間	180時間	90時間
実習計画	各実習施設における実習計画が、当該実習施設との連携のもとに定められていること	
実習指導室	社会福祉援助技術現場実習指導を行うための実習指導室を有すること。	
実習指導	社会福祉援助技術現場実習について適当な実習指導者の指導が行われること	
実習指導者 資格要件	ア) 社会福祉士の資格取得後、3年以上相談援助業務に従事した経験のあるもの イ) 児童福祉司、身体障害者福祉司、社会福祉法第15条第1項第一号の所員、知的障害者福祉司、又は老人福祉法第6条に規定する社会福祉主事として、8年以上相談援助業務に従事した経験のある者 ウ) 社会福祉士養成施設における実習指導者の要件について社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉士養成施設実習指導者特別研修課程を修了し、かつ、社会福祉士の資格を有する者	
実習巡回指導	1回以上/週	
実習施設	実習担当教員による週一回以上の定期的な巡回指導が可能な地域に存すること	
実習施設数	社会福祉援助技術現場実習を行う施設又は事業にかかる事業所の数（市町村において社会福祉援助技術現場実習を行う場合にあつては、当該市町村の数を含む。）は、社会福祉援助技術現場実習の必要な学生数の5分の1以上であること。	

チ) その他

項目	一般養成施設
学級定員	1学級の定員は、40人以下であること
教室数	同時に授業を行う学級の数を下回らない数の専用の普通教室を有すること。
機材等	教育上必要な機械器具、図書その他の設備を有すること。
事務職員	専任の事務職員を有すること
管理等	管理及び維持経営の方法が確実であること

2) 一般養成施設における社会福祉士養成の現状と課題

- 期待される社会福祉士の養成を実現するためには、科目構成、時間数、シラバスの内容について、今日状況において妥当か検討する必要がある。
- 一般養成施設の通信課程では、これまで、相談援助の実務経験がある者等に社会福祉士資格取得の機会を提供してきたという意義がある。しかしながら、上記ハ)-1を見てもわかるように、昼間・夜間課程と通信教育課程とでは、授業形態及び授業時間数で差がある。特に社会福祉援助技術演習、社会福祉援助技術現場実習指導について面接授業と印刷授業で構成されており、こうした科目は、その特性上、印刷授業にはなじまない側面が強いことから、面接授業を原則とする必要がある。また分野論についても、事例研究などの内容を含むため、授業形態（面接授業・印刷授業）のあり方について検討する必要がある。
- 一方、通信教育課程は、社会人の教育機会を確保する観点から、福祉の現場で働く相談援助実務経験のある者等に対しては、従来どおりの社会福祉援助技術現場実習を免除する等の措置が必要である。こうした実務経験のある人材を社会福祉士としていく養成教育に積極的に取り組むことで、通信教育課程は社会福祉主事を社会福祉士有資格者に移行させる上で重要な役割を担うことができる。

3) 大学における社会福祉士養成の現状と課題

- 一般養成施設の養成の形態や法規制を示したが、各大学では上述したとおり、個々の大学のアドミッション・ポリシーに基づき、独自性のある社会福祉教育を行っており、一概に大学における養成教育が一般養成施設のそれよりも質的に劣っているとは言えない。
- そのため、大学においては、今までどおり個々の大学の独自性を生かしながら、特色ある社会福祉教育の中で社会福祉士の養成教育を行っていくべきである。しかしながら、社会福祉士を養成するうえで、大学や一般養成施設を含めた全ての養成校が最低限一定水準の教育を確保し社会的責任を果たしていくために、必修受講科目、各科目の時間数、専任教員数の確保等については、社会福祉士養成にかかる法令に基づいた枠組みを設定する必要がある。
- 具体的には、これを前提として、知識面では国家試験で水準が担保されることを考慮し、実践力を有した優秀な人材を輩出する観点から、演習や実習の充実を

中心とした見直しが必要である。

なお、演習や実習については、後述するように、演習および実習担当教員の教科教育能力を高める研修を義務化することで、効果的な演習・実習教育を可能にするとともに、1演習当たりの学生人数については、できる限り少なくしていくことに努める必要がある。

2. カリキュラム・シラバスの見直し

- カリキュラム・シラバスを見直すにあたって、まずは見直しの結果として目指すべき社会福祉士養成教育の目標（エデュケーション・ポリシー）を示す。

【目指すべき社会福祉士養成教育の目標（エデュケーション・ポリシー）】

1. 人権擁護と社会正義を使命とし、「尊厳の保持」に基づく利用者本位の支援を行える社会福祉の専門職業人として高い倫理性をもった人材
2. ニーズと資源をコーディネートし、自立支援・就労支援を展開できる人材
3. 人々をエンパワメントできる能力をもった人材
4. 人々が必要とする社会資源を開発する能力をもった人材
5. 地域福祉を推進できる人材
6. 施設・機関・組織のマネジメントができ、スーパービジョンをする能力をもった人材
7. チームアプローチに基づき多様で幅広い分野で活躍できる人材
8. 福祉分野におけるリーダーとしての人材

- 以上の目指すべき社会福祉士養成教育の目標に向けて、カリキュラムを再検討すべきである。
- 現実には、社会福祉士養成におけるカリキュラムである指定科目は、社会福祉士制度発足以降、平成11年に一度改正が行われたが、抜本的な見直しは行われることなく今日に至っている。現状での社会福祉法への改正、介護保険法の改正、障害者自立支援法の制定等、社会福祉の理念や制度が転換期にあることから、このような状況の中で新たに求められる社会福祉士の業務やその内容等のあり方を踏まえ、以下3つのモデル案を提案する。
- 各モデルとも、程度の差こそあれ、実践力を伴った専門職業人を養成するという観点から、演習・実習を内容・時間数ともに強化している。社会福祉援助技術（ソーシャルワーク）現場実習は、以下でも述べるように、現行の2倍の360時間としたが、一般養成施設がどの程度時間を確保できるか配慮が必要である。講義等の名称や内容については、上記の目標を基に検討したものである。
- 3つのモデル案それぞれの特徴として、第1案と第2案は現行の指定科目にとらわれず、社会のニーズに対応させたものであり、第1案は、相談支援という視点に、

第2案は社会福祉の構成という視点に着目して作成したものである。第3案は、現行の指定科目を、実践力を高めるという視点から強化したものである。

1) 現行制度における社会福祉士養成にかかる科目

【社会福祉士一般養成施設】(昭和62年厚生省令第50号)

現行制度において、一般養成施設で設置しなければならない科目及び時間数は、以下のとおりである。

<指定科目及び教育時間数>

科目	昼間課程及び 夜間課程	通信教育課程		
		面接授業	印刷授業	実習
社会福祉原論	60	6	162	
老人福祉論	60	6	162	
障害者福祉論	60	6	162	
児童福祉論	60	6	162	
社会保障論	60	6	162	
公的扶助論	30	3	81	
地域福祉論	30	3	81	
社会福祉援助技術論	120	12	324	
社会福祉援助技術演習	120	12	324	
社会福祉援助技術現場実習	180			90
社会福祉援助技術現場実習指導	90	5	120	
心理学	30	3	81	
社会学	30	3	81	
法学	30	3	81	
医学一般	60	6	162	
介護概論	30	3	81	
時間数合計	1,050	83	2,226	90

【養成施設以外の養成校：法7条1号・4号・7号】（昭和62年厚生省告示第200号）

現行制度において、一般養成施設以外の養成校では、以下の指定科目を履修することにより受験資格が得られる。但し、法第7条第4号及び7号の養成校は卒業後1～2年の実務経験を要する。

科 目		
1	社会福祉原論	
2	老人福祉論	
3	障害者福祉論	
4	児童福祉論	
5	社会保障論	うち1科目
	公的扶助論	
	地域福祉論	
6	社会福祉援助技術論	
7	社会福祉援助技術演習	
8	社会福祉援助技術現場実習	
9	社会福祉援助技術現場実習指導	
10	心理学	うち1科目
	社会学	
	法学	
11	医学一般	
12	介護概論	